

企業行動基準

旭光電機株式会社

1. 事業活動に関する行動基準

(1) 製品の安全性

当社は、製品の安全性確保を最重要課題とし、製造物責任法(PL 法)を遵守します。

製品の欠陥により被害が発生した場合、製造者の故意・過失に関わらず損害賠償責任が生じることを認識し社会的信用の保持にも万全を期します。

行動指針

- 製品の研究開発から設計、製造、販売、流通、使用、廃棄に至る全工程で安全性をチェックし、必要な対策を講じます。
- 開発にあたっては開発規定に基づく設計審査を確実に実施し、問題がない状態で顧客へ提供します。
- クレームや事故発生、またはその恐れがある場合は速やかに上司または品質保証部に報告します。

<主な関係法令>

製造物責任法(PL 法)

(2) 公正自由な商取引の維持促進

当社は、公正で自由な競争のもとで取引を行い、不当な利益の授受を一切行いません。

行動指針

- 製品やサービスの説明は常に正確を心がけます。
- 購入先の選定は定められた基準に基づき公平かつ合理的に判断し、特定の相手に特別待遇を与えません。
- 国内外を問わず全ての取引は法令及び商慣習を踏まえ、合理的かつ透明性の高い方法で実施します。

<主な関係法令>

不正競争防止法、下請代金支払遅延等防止法、刑法(談合禁止)

* 安全保障貿易

当社は、「外国為替及び外国貿易管理法」などの関連法規に基づき、核開発や化学兵器等に関連する規制対象品の輸出管理を徹底します。

行動指針

- 規制対象品の輸出や供与には経済産業省への所定手続きを必ず行います。
- 法令違反を防止するため万全の措置を講じます。
- 疑問がある場合は上司または総務部長に相談します。

<主な関係法令>

外国為替及び外国貿易法、輸出入取引法、関税法、輸出貿易管理令

＊取引先・関係先との適正な関係

贈答・接待は社会的常識の範囲内で行い、贈収賄など法令違反行為は一切禁止します。

行動指針

- ・ 官公庁等の役職員には公務員倫理法等に従い対応します。
- ・ 当社と協力企業間での贈答や個別接待は禁止します(例外は管理者が事前に定めた会食や手帳等の贈答品に限る)。
- ・ 疑問や迷いが生じた場合は上司に相談し、接待・贈答の受領は必ず報告します。

<主な関係法令>

刑法(贈収賄)、あつせん利得処罰法、政治資金規正法、公務員倫理法、不正競争防止法

(3)知的財産権の保護

当社は、自社の知的財産の保護に努めるとともに、他社の権利を尊重します。

行動指針

- ・ 企業秘密は厳格に管理し、重要事項の口頭での発言には注意を払います。
- ・ 退職後も在職中の秘密保持義務を厳守します。
- ・ 他社の秘密情報の取得は合法的に行い、判断に迷う際は上司または総務部長に相談します。

<主な関係法令>

特許法、実用新案法、意匠法、商標法、著作権法、商法(商号権)、不正競争防止法

(4)資産の有効活用

会社資産は効率的かつ適正に活用し、不正使用や浪費を防止します。

行動指針

- ・ 資産取得時は長期滞留品とならないよう事前検討を行います。
- ・ 労働時間の有効活用と生産性向上に努めます。
- ・ 会社資産の私的流用や改変・破壊・廃棄は禁止します。

<主な関係法令>

刑法(横領、窃盗、器物破損、業務妨害等)

2. 会社と社会の関係に関する行動基準

(1)反社会的勢力との絶縁

当社は、民事介入暴力等の反社会的勢力との関係を一切持ちません。

行動指針

- ・ 問題発生時は速やかに上司に報告し、組織として対応します。
- ・ 不当要求は断固拒否し、早期に警察に連絡します。

(2)情報管理

当社は個人情報をはじめとする情報の適正な収集・記録・保管・機密保持を徹底します。

行動指針

- ・ 業務に必要な情報は合法的に収集します。
- ・ 収集した情報は正確かつ明瞭に記録し、適切に報告します。
- ・ 個人情報の社外漏洩や無関係部署への流出を防止します。

<主な関係法令>

個人情報保護法

(3)環境保全

当社は環境関連法令を遵守し、環境負荷低減に努めます。

行動指針

- ・ 国内外事業活動で環境保全に配慮します。
- ・ 省資源、省エネルギー、リサイクル推進に努めます。

<主な関係法令>

環境基本法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、悪臭防止法、騒音規制法、振動規制法、自然環境保全法、公害紛争処理法、廃棄物処理法、省エネルギー法

(4)社会貢献・地域貢献

行動指針

当社は自発的な社会貢献活動を奨励し、社員の積極的な参加を推進します。

3. 会社と社員の関係に関する行動基準

(1) プライバシーの尊重

社員のプライバシーを尊重し、個人情報の適切な保護・管理を行います。

行動指針

- ・ 個人情報の収集は目的を明確にし、取扱者を限定します。
- ・ 差別的情報の収集は禁止します。
- ・ 漏洩防止のため安全管理措置を実施し、全社員に周知徹底します。

＜主な関係法令＞ 個人情報保護法

(2) 人権尊重とあらゆる差別の禁止

当社は全ての人の基本的人権を尊重し、あらゆる差別・ハラスメントを禁止します。

行動指針

- ・ 国籍、人種、性別、障がい、宗教などを理由とした差別を行いません。
- ・ セクハラ、パワハラ、マタハラ等の防止に努めます。
- ・ 苦情、被害やこれを目撃時は速やかに上司または総務部門に報告し、総務と部門長が中心となり対応します。

＜主な関係法令＞

男女雇用機会均等法、障害者雇用促進法、労働施策総合推進法

(3) 強制労働および児童労働の禁止

当社は強制労働・人身取引・児童労働を一切認めません。

行動指針

- ・ 労働は本人の自由意志に基づき行われます。
- ・ 労働条件は法令に基づき書面で明示し、同意のもと契約します。
- ・ 児童労働防止のため年齢確認を確実にします。

＜主な関係法令＞

労働基準法、児童福祉法、人身取引禁止法

(4) 安全・健康的な職場環境の確保

社員の安全・健康を最優先課題とし、法令遵守のもと安全衛生活動を推進します。

行動指針

- ・ 作業環境の定期点検と継続的改善を行います。
- ・ 労働災害防止のため教育訓練を実施します。
- ・ メンタルヘルスケアの推進と支援体制を整備します。
- ・ 安全保護具の着用徹底と作業手順の明文化を行います。
- ・ 防災体制の構築と責任者の明確化を図ります。

＜主な関係法令＞

労働安全衛生法、労働災害防止法、労働基準法

実施に向けて

1. 旭光電機「企業行動基準」違反者に対する処分

旭光電機「企業行動基準」に違反した場合、その行為が就業規則に定める懲戒事由に該当すれば、懲戒処分の対象となります。

特に、違反行為に悪意や重大な過失が認められる場合は、就業規則に基づき厳格に処分を行うほか、当社が被った経済的損害については損害賠償請求を行うことがあります。

社員一人ひとりが本基準を遵守し、企業倫理と法令順守に基づいた誠実な行動を徹底することが、企業の持続的な発展と社会的信頼の確保に不可欠です。

コンプライアンス項目と関連主な法令一覧

項目	関連する主な法令
製品の安全性	製造物責任法(PL 法)
不公正競争	不正競争防止法、刑法(談合禁止)
対取引先	下請代金支払遅延等防止法
情報管理と保護	個人情報保護法、不正アクセス禁止法、刑法
社員の人権・安全衛生・セクハラ	労働基準法、男女雇用機会均等法、労働安全衛生法
知的財産管理	特許法、実用新案法、意匠法、商標法、著作権法、不正競争防止法 商法(商号権)
環境・安全衛生	環境基本法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、悪臭防止法 騒音規制法、振動規制法、廃棄物処理法、自然環境保全法、公害紛争処理法
政治・行政との関係	刑法(贈収賄)、あつせん利得処罰法、政治資金規正法、公務員倫理法 国家公務員倫理規定、不正競争防止法
海外展開と国際問題	外国為替及び外国貿易法、輸出入取引法、関税法、輸出貿易管理令

作成・承認 2005.10.15

改訂履歴 2025.8.5 行動指針の明確化、強制労働、児童労働禁止の追加